

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380100

研究課題名(和文) 時間的に制限された差止めの理論的根拠と実際の機能 実体法・手続法からの立体的考察

研究課題名(英文) Theory of injunction which assigns time of expiration of validity

研究代表者

宮澤 俊昭 (MIYAZAWA, Toshiaki)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：30368279

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：諫早湾干拓事業によって造成された潮受堤防の排水門の開門の是非をめぐる裁判において、5年という期間を区切って開門を認めた判決が示された。本研究では、まず、期限を区切った差止めの民事実体法的な根拠づけが難しいことを明らかになった。他方、民事手続法における議論を基礎とした考察から、原告が現在有している差止請求権に基づく現在給付の訴えであっても、将来にわたって現在の状態が続くか否かという不確実性のあるという点で将来給付の訴えと共通点を見出せることから、将来の不確実性を無視することのできない特段の事情のある場合には、一定の期間を区切った差止めを認めることができるとの結論が導かれた。

研究成果の概要(英文)：In a trial on Isahaya Bay Reclamation Project, Fukuoka High Court ordered to the defendant to keep open for five years the watergate which drains water away to remove the breach of Plaintiff's right of operating a fishery, despite that Plaintiff's right of operating a fishery would not extinguish in five years (X v. Japan, 2102 Hanrei Jiho 55(Fukuoka High Ct. Dec. 6, 2010)). Such injunction may issue when it is grounded on the theory of Action for future performance and the theory of Res Judicata.

研究分野：民法

キーワード：差止め 期間の区切られた差止め 諫早湾干拓事業

1. 研究開始当初の背景

大規模な農地造成などを目的として行われた国営諫早湾干拓事業において造成された潮受堤防をめぐっては、その完成前から、様々な形でその差止めを求める裁判が提起されてきた。堤防完成前においては、堤防造成工事の差止めが問題となり、佐賀地裁において工事差止めを認める仮処分決定(佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁)が示され、保全異議審においても同決定を認可する決定(佐賀地決平成17年1月12日訟月53巻3号766頁)が示されたが、保全抗告審において同決定が取り消され(福岡高決平成17年5月16日判時1911号106頁)、債権者側の許可抗告も棄却された(最決平成17年9月30日訟月53巻3号773頁)。

その後、潮受堤防が締め切られ、さらに堤防が完成したのち、潮受堤防の撤去に加え、潮受堤防に設置された排水門の開門の是非が裁判で争われることとなった。佐賀地裁は、同排水門を一定の方法で開門することを認める判決(佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁)を示し、その控訴審でも同様の判断が示された(福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁)。これらの判決の主文は、原告らとの関係で「判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、国営諫早湾土地改良事業としての土地干拓事業において設置された、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ。」とされている。

2. 研究の目的

本研究においては、前述1.に示した判決の主文が、差止めを5年間に制限していることに注目した。このように時間的に制限された差止めは、裁判実務が先行して認めているものと言えるが、この理論的根拠および実際の機能は明らかにはなっていなかった。また、差止めをめぐっては、ゴミ収集場の使用差止めに6ヶ月の猶予期間が付された判決(東京高判平成8年2月28日判時1575号54頁)の検討から、差止めを認める判決には、フォーラム・セッティング機能があるとの分析がなされている(井上治典他「差止めと執行停止の理論と実務」判タ1062号20頁〔大塚直発言〕(2001年)等)。本研究は、このようなフォーラム・セッティング機能も視野に入れて、時間的に制限された差止めの理論的根拠および実際の機能を明らかにすることを目的とするものである。本研究の遂行によって、さらに、民事実体法理論としての差止請求権の法的根拠の議論に対しても、民事実体法理論と民事手続法理論の関係についての議論に対しても、それぞれ新たな考察の視角を提供することが可能となる。本研究は以上のような目的を持って行われた。

3. 研究の方法

本研究は、次のような計画のもとで行われた。

(1) 裁判となった事案の分析

本研究の出発点と位置付けられるのが、本研究の具体的な対象の中心となる諫早湾干拓事業によって造成された潮受堤防をめぐって行われた裁判例、特にその事案の分析である。諫早湾干拓事業をめぐっては、前掲佐賀地判平成20年6月27日、前掲福岡高判平成22年12月6日のほかにも多数の裁判が行われ、判決・決定が示されている。訴訟手続のみならず、執行手続において行われた裁判によって示された判決・決定を含めて、その相互関係を含めて分析をすることが、本研究にとって重要な意義を持つ。

(2) 民事実体法理論としての差止めの法的構成をめぐらる問題について

本研究の基礎として問題となるのが、民事実体法理論としての差止めの法的構成をめぐらる問題である。民事実体法理論としての差止めの法的根拠としては、権利説、不法行為説、複合構造説(二元説)、違法侵害説が主張されてきたところ、近時、いわゆる違法侵害説を再構成して統一的な差止請求権制度を提唱する見解が示されている(根本尚徳『差止請求権の理論』(有斐閣、2011年)。他方で、知的財産法領域においては、特許権侵害の差止めについて、これに変わる金銭的救済が議論となっている(島並良「知的財産権侵害の差止めを代わる金銭的救済」片山還暦『知的財産法の新たな流れ』669頁(青林書院、2010年)等)。そのため、本研究を遂行するにあたっては、私法上の伝統的な差止請求権をめぐらる議論を前提とすることで足りるのか、それとも、知的財産法領域において示されている議論を視野に入れて、一定の視点から類型化を目指した考察を行うべきか、という点について、立場を明らかにする必要がある。

(3) 民事手続法理論と関わる問題について

本研究の対象として民事手続法理論における議論は、訴訟手続に関わる問題として、将来給付の訴えの請求認容確定判決の既判力をめぐらる議論と、訴訟上の和解(民事訴訟法267条)をめぐらる議論、執行手続に関わる問題として、請求異議の訴え(民事執行法35条)をめぐらる議論と間接強制(民事執行法172条)をめぐらる議論が、それぞれある。

訴訟法上、差止請求の訴えは、現在原告の有している差止請求権に基づく給付の訴えであり、将来給付の訴えそのものではないとされている。しかし、将来における実体法上の作為・不作為義務を求める差止請求は、将来の不確定要素を前提として給付判決を求めるためのものであるため、将来給付の訴えの請求認容確定判決の既判力をめぐらる議論を参照した議論が進められている(以上につき、笠井正俊「適格消費者団体による差止

め請求に関する諸問題」NBL959号35頁以下（2011年）参照）。時間的に制約された差止めの理論的考察を行うにあたって、このような民事手続法理論との関係を考察することが重要な意味を持つ。

訴訟上の和解は、判決に比肩する事件処理機能を果たしていると考えられ、そこには裁判官の積極的関与があるものとされている。この裁判官の積極的関与という要素に加え、当事者間の合意に基づく紛争解決をはかるという点にも鑑みれば、差止めのフォーラム・セッティング機能との関連を見ることが出来る。そのため、本研究の目的を達成するために、この問題についての考察も求められる。

他方、執行法理論との関わりでは、まず、請求異議の訴えとの関係が問題となる。時間的に制限を付さずに差止請求を認容した確定判決があったとしても、例えば、当該確定判決の出された口頭弁論終了後にその差止めの根拠となった権利が消滅をするなどした場合には、請求異議の訴えを通じて、当該確定判決による強制執行の不許を求めることができる。このように考えると、判決において差止めに時間的に制限を付すことと、そのような制限を付さずに請求異議の訴えを通じて確定判決の執行力を失わせることとの異同について検討を行う必要がある。

また、諫早湾干拓事業をめぐる裁判においては、本件確定判決に基づく間接強制をめぐっても、その間接強制金の額の算定の問題に加え、請求異議の訴えによって確定判決の執行力が失われた場合に既払いの間接強制金を返還する必要があるのかどうか、という問題が論じられている。諫早湾干拓事業をめぐる裁判全体との関わりにおいて、以上のような問題を含めて、差止めに時間的な制限が付されている場合の間接強制のあり方を考えることが必要となる。

4. 研究成果

(1) 裁判となった事案の分析

本研究において分析の対象となる裁判は研究期間終了時点までのものとして次のものがある。

（漁業者を中心とする）原告による開門を求める裁判として、造成工事の差止めが争われた佐賀地決平成16年8月26日判時1878号34頁、その保全異議審である佐賀地決平成17年1月12日訟月53巻3号766頁、その保全抗告審である福岡高決平成17年5月16日判時1911号106頁、その許可抗告審である最判平成17年9月30日訟月53巻3号773頁がある。工事完成後に排水門開門請求に変更された訴えに対するものとして、佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁、その控訴審である福岡高判平成22年12月6日判時2012号55頁があり、後者は確定している（以下、前掲福岡高判平成22年12月6日を「本件確定判決」と記述）。本件確定判決に基づく間接強制申立てに対する裁判と

して、佐賀地決平成25年4月11日平成25年（ワ）第20号、その抗告審である福岡高決平成26年6月6日判時2225号33頁、その許可抗告審である最決平成27年1月22日判時2252号33頁があり、さらに間接強制金の増額の申立てに対する裁判として、佐賀地決平成27年3月24日判時2265号45頁、その抗告審である福岡高決平成27年6月10日判時2265号42頁、その許可抗告審である最決平成27年12月20日がある。本件確定判決に対して、請求異議の訴え・強制執行停止決定の申立てが行われており、これに対する裁判として、佐賀地判平成26年12月12日判時2264号85頁があり、その控訴審が研究期間終了時点で福岡高等裁判所に係属している。このほか、本件確定判決の勝訴原告とは別の（漁業者を中心とする）原告による開門を求める裁判として、長崎地判平成23年6月27日平成20年（ワ）第258号、その控訴審として、福岡高判平成27年9月7日平成23年（ネ）第771号があり、本研究期間終了時で、その上告審が最高裁判所に係属している。

他方、（営農者を中心とする）原告による開門差止めを求める裁判として、開門差止めを求める仮処分申立てに対する長崎地決平成25年11月12日平成23年（ヨ）第36号（以下「本件仮処分決定」と記述）、その保全異議審である長崎地決平成27年11月10日平成25年（モ）第1040号があり、その保全抗告審が福岡高等裁判所に係属している。本件仮処分決定に基づく間接強制の申立てに対する裁判として、長崎地決平成26年6月4日判時2234号26頁、その抗告審として福岡高決平成26年7月18日判時2234号18頁、その許可抗告審として、最決平成27年1月22日判時2252号33頁がある。また、開門差止めを求める本訴請求をめぐる裁判として、長崎地裁平成23年（ワ）第275号、平成26年（ワ）第151号、平成27年（ワ）第181号、同第236号がある（なお、研究期間終了後、平成29年4月17日に判決が出されている）。

本研究では、以上の裁判例の分析を基礎として、時間的に制限された差止めの法的構成について考察を行った。

(2) 民事実体法理論としての差止めの法的構成をめぐる問題について

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会において開催された知財紛争処理システム検討委員会が平成28年3月に公表した報告書（「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について - 知的財産を活用したイノベーション創出の基盤の確立に向けて」）において、差止請求権の制限については例外的に行われるべきであり、基本的には、権利濫用法理や競争法などにより、個別事案に応じて対応することが適当と考えられる、との方向性が示されている。

すなわち、特許権に基づく差止請求権の制限が問題となる場面として、(FRAND宣言のなされたものを含む)標準必須特許と、いわゆるパテントトロールと呼ばれるPAE(Patent Assertion Entity:特許主張主体(いわゆるパテントトロール))が関わる場面がそれぞれ考えられるところ、それぞれ次のような理由から、現状においては、差止請求権の制限については例外的に行われるべきであり、基本的には、権利濫用法理や競争法などにより、個別事案に応じて対応することが適当と考えられると結論づけられた。前者について示された理由は、原則として、公平、合理的かつ無差別な条件について個別具体的な交渉が行われるため、一律に制限すると、ライセンス交渉に影響を与えて特許権の価値を損なうおそれがあること、および、技術標準化へのインセンティブを阻害するおそれや新興国における特許権の保護の水準に関する影響等を考慮すると、我が国の国際的な産業競争力の低下も懸念されること、である。後者について示された理由は、現在、日本におけるPAEは米国のような状況ではなく、また、差止めの代わりに将来的なロイヤリティの支払いを認める米国と日本とでは状況が異なること、および、PAEの定義や認定が困難であること、である。

前記報告書に置いて示された以上のような方向性によれば、少なくとも現状においては、特許権に特有の差止請求権の理論化という方法が取られないこととなる。このことは、本研究との関係で言えば、差止請求権について一定の視点からの類型化を行うという方法論が後退したことを意味する。以上から、本研究においては、私法理論としての伝統的な差止請求権の構成を前提として、考察を行うこととした。

伝統的な差止請求権の構成を基礎としたとき、本研究で考察の対象としている期間を制限した差止めをみとめた前掲佐賀地判および本件確定判決のいずれにおいても、差止請求の根拠となる漁業行使権侵害がその期間で止むことが認定されていないことが問題となる。このことは、少なくとも伝統的な差止請求権の理論構成のもとでは、実体法理論として、期間を制限した差止めを根拠づけることは難しいと言わざるをえない。以上から、民事手続法理論のもとでの根拠づけの考察が重要な意義を持つことが判明した。

(3) 民事手続法理論と関わる問題について

将来請求の適法性との関わりについて

将来給付の訴えの許容性に関しては、まず、訴えの利益との関わりでの議論がある。最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁は、現行民事訴訟法135条の「趣旨に照らすと、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、例えば不動産の不法占有者に対して明け渡し義務の履行完了までの賃料相当額の損害金の支払いを

訴求する場合のように、右請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係がすでに存在し、その継続が予測されるとともに、右請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、債務者による占有の廃止、新たな占有権原の取得等の予め明確に予測しうる自由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しようという負担を債務者にかしても格別不当とは言えない点において前記の期限付き債権などと同視しようような場合には、これにつき将来の給付の訴えを許しても格別支障があるとはいえない」と述べている。この問題は、訴えの利益を認めた上で、債務者の側から請求権消滅原因を請求異議の訴えの事由として主張させるか、それとも、訴えの利益を否定し、将来、請求権の履行期が到来した段階で債権者に対して再び訴えの提起を要求するかの判断に関わる問題であるとされる(伊藤眞『民事訴訟法(第5版)』174頁注26)(有斐閣、2016年)参照。なお、最判平成19年5月29日判時1978号7頁における田原反対意見も参照)。

他方、この問題について、請求適格が認められた場合における既判力の視点からも議論が行なわれている。不法占有に基づく土地明渡請求と明渡しまでの賃料相当額の損害賠償請求が争われた最判昭和61年7月17日民集40巻5号941頁に対する従来の議論を基礎として、「既判力の弛緩」が次のように述べられているところが参考となる。「不法占拠という不法行為に基づく賃料相当額の損害金請求においても、本来からいえば、現実に不法行為がなされた時に発生し、その時々算定基準(賃料相当額)に従って賠償額が算定される実体法上の損害賠償請求権を行使すべきものである。しかしそれでは、現に不法占拠による損害を被っている被害者の救済として不十分であるので、明け渡しと合わせて将来の不法行為についても賠償請求することを認めるのであるが、将来発生すべき損害を金銭評価するに必要な算定基準は事前に知り得ないものであるから、次善の策として、将来の明渡時点と最も近接する事実新口頭弁論終結時における算定基準によって額を算定し賠償の支払いを命じるのであり、右判決は、算定基準が変動したときに真の実体関係に適應させるための修正の余地を内在させている。…実体法上の請求権が未発生な段階において将来給付の訴えを訴訟法上許容するときは、実体法的に正しい裁判を下すべき要請は、将来の損害の態様ないし損害額の算定基準を事前に確実に予測することは不可能であるという、当事者及び裁判官の認識能力の限界ゆえに、すでに後退している。(山本弘「将来の損害の拡大・縮小または損害額の算定基準の変動と損害賠償請求訴訟」民訴42号31-32頁(1996年))とされる。

本件確定判決においては、漁業行使権に基づく妨害排除請求権による差止めが認められている。前述 3.(3)で示した通り、これは、現在の給付の訴えと捉えられるものであるため、前述の将来給付の訴えをめぐる議論がそのまま妥当するものということとはできない。民事実体法からみても、不法行為に基づく損害賠償の将来請求の問題は、不法行為の目的を損害の填補ととらえる伝統的通説・判例によると、損害填補のための回帰的な給付を将来に渡って行うことを、現時点で判断できるか、という問題として捉えられるのに対し、差止請求を根拠づける請求権には、現時点で存在している権利の侵害を将来に向けて差し止めるという効力が実体法上認められているものであり、この両者には違いがあるといえる。しかし、差止めをめぐる問題については、将来に渡って現在の状態が続くか否かという不確実性のある問題である点について、将来給付の訴えと共通性を見出すことができる（前掲笠井・36頁参照）。実体法的に見ても、たしかに、妨害排除請求権などに基づく差止めは、判断がなされる時点において、その要件が充足していれば、実体法上、是認されるべきものである。この意味では現在給付の訴えであるが、しかし実体法上も将来に向けた効果を本来的に内包していると言える。このような意味での、将来給付の訴えとの共通点を基礎とするならば、将来の不確実性を取り込む形での民事手続法上の配慮を、民事実体法とは独立して論じることが肯定されよう。

このような民事手続法上の配慮を考えるにあたって、前述した将来給付の訴えとの共通性を基礎とすると、時間的に制限された差止めを分析するための視点として、次の二つを挙げることができる。一つは、請求異議の訴えに委ねることが公平の理念に照らして妥当か否か、という視点である。もう一つが、将来の事実を事前に確実に予測することが不可能であるという当事者及び裁判官の認識の能力の限界を基礎として実体法的に正しい裁判を下すべき要請が後退しているか否か、という視点である。

この二つの視点からの検討については、前掲最大判昭和 56 年 12 月 16 日の団藤反対意見が参考となる。そこでは、「前記のような最小限度の被害の発生が確実に継続するものとみとめられる期間を控え目にみてその終期を定めるならば、その期間内に特別の事態が生じたばあいに相手方に請求異議の訴えによつて救済を求めさせることにしてもその特別の事態の発生によつて賠償額に影響を及ぼすことを立証しなければならないがこれに不当に不利益を課することにはならないというべきであろう。また、かような終期を付することによつて、既判力の範囲についても、疑点を解消することができるものとする。」とされていた。

前掲団藤反対意見に示された「控えめに終

期を定める」ことによつて「請求異議の訴えによつて救済を求めさせることにしても」「これに不当に不利益を課することにはならない」とする見解は、当事者間の公平の理念から示されたものであると捉えられる。そのため、前述のような損害賠償と差止めの民事実体法的相違にとらわれず、民事手続法の視点から、差止請求の場面にも妥当するものということができよう。そして、この団藤反対意見が「既判力の範囲についても、疑問を解消」できるとするならば、控えめに終期を定めることによつて、前述の見解が示していた実体法的に正しい裁判を下すべき要請の後退にも対応しうるものといえよう。

ただし、前述のとおり、妨害排除請求権等の差止請求権は、実体法上、将来に向かっての効力を本来的に有する。将来に向けての不確実性という共通点があるとしても、この点がないがしろにすることはできない。この点に鑑みれば、差止請求について、常に民事手続法上の配慮から時間的制限を付すことが肯定されるのではなく、将来の不確実性を無視することのできない特段の事情のあることを求めるべきであろう。

以上のような本研究における帰結から本件確定判決およびその第一審判決を検討すると、本件確定判決の理由からは、社会的実態としては、開門による調査が求められているところ、実体法上、漁業行使権に基づいてそのような調査請求権は成立しないことから、そのような開門調査の実施を、いわば漁業行使権に基づく妨害排除請求権に仮託して行わせる意図もうかがわれる。また、本件確定判決の原審においては、漁業行使権侵害に基づく妨害排除請求権の要件たる因果関係（排水門を閉め切っていることと漁業被害との間の因果関係）について、推認の方法により認定をしていた。このように、漁業行使権侵害に基づく妨害排除請求権について、実体法上の要件を満たすものと判断しているが、その判断につき、通常妨害排除請求権が肯定される場面と比べて不確実性が高い事案であると理解することができる。そのため、本件確定判決およびその第一審判決において差止めに付された時間的制限は、前述のような民事手続法上の配慮によつて付されたものであり、（その期間が妥当であるかどうかは別として）それを付したことは正当なものであると結論づけられよう。

なお、この意味において、本件確定判決に付された差止めの時間的制限は、フォーラム・セティング機能として論じられている東京高判平成 8 年 2 月 28 日判時 2102 号 55 頁において差止めに付された時間的猶予とは異なるものとして理解されるべきである。

訴訟上の和解との関わりについて

訴訟上の和解に関しては、訴訟当事者以外の和解協議に参加可能となるなど、多様な利害の調整を行うことを可能とする柔軟性が

認められる。しかし、その和解内容を、訴訟当事者以外、さらには和解手続きに参加していない関係者を含めた形で実現するためには、別途何らかの政治的な仕組みを通じてその和解内容を実施可能な状態にする必要がある。このほかに、本研究の具体的対象としている諫早湾干拓事業をめぐる裁判の一つから、次のような限界も示された。すなわち長崎地方裁判所に係属していた開門差止請求事件(長崎地裁)において、長崎地裁から、「開門によることなく」解決を図るという方針を明らかにして和解協議が勧告された(平成28年1月18日等)。一方当事者が強く開門を求めている中で示されたこの勧告は、訴訟手続として口頭弁論が終結したのちに提示されたものである。この勧告については、裁判所が得心証と異なる内容の和解を勧告できないとの考慮が働いたものと分析できる。これらの限界は、訴訟上の和解が論じられる場面に限定されることなく、差止めをめぐる裁判に一般的に通じる限界と言える。

間接強制との関わりについて

間接強制金の額の算定および確定判決の執行力が失われた場合に既払いの間接強制金を返還する必要があるのかどうかという問題に関しては、間接強制金の法的性質論との関わりが重要な意味を持つことが判明した。現在の議論においては、間接強制金の法的性質として、制裁金説と損害賠償金説が示されており、さらにはそのような法的性質論にはそれほど意味はなく、機能的考察が重要であるとの指摘もなされているところである。この点について、民法理論としての債権の効力論、および行政法理論としての比例原則との関わりにおいて、法的性質論からの分析が重要な意味を持つことが明らかとなった。しかし、以上のような考察を通じて、この問題が、本研究の直接の対象たる時間的に制限された差止めの法的性質とは直接関わりのないことも判明した。そのため、この問題の解明は、別研究における今後の課題となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

宮澤俊昭、制度的契約論の正当化根拠の検討-法学における方法論も視野に入れて、横浜法学、査読無、22巻3号、2014、221-261頁

宮澤俊昭、土壤汚染の原因となった埋め立ての資材として焼却灰等を提供したことによる不法行為責任が否定された事例(判例評釈) 新・判例解説 Watch、査読無、15号、2015、317-320頁

宮澤俊昭、民法と憲法の関係の法的構成の整理と分析-共通の視座の構築を目指して、

横浜法学、査読無、24巻1号、2015、153-196頁

宮澤俊昭、福島第一原発事故による慰謝料額が中間指針等に沿った慰謝料を超えないとされた事例(判例評釈) 新・判例解説 Watch、査読無、19号、2016、313-316頁

宮澤俊昭、干拓地の潮受堤防排水門の解放を命じた確定判決の間接強制として一人につき一万円の金銭の支払いを命じたにもかかわらず、その履行がされなかったことにより、間接強制としての支払額を一人につき二万円に増額した原決定が維持された事例(判例評釈) 判例時報、査読無、2283号、2016、175-180

〔学会発表〕(計0件)

なし

〔図書〕(計1件)

千葉恵美子他編、集団的消費者利益の実現と法の役割(宮澤俊昭「消費者法と公私協働」を執筆) 2014、470-486

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮澤 俊昭 (MIYAZAWA, Toshiaki)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：30368279

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし